

ガストロノミーツーリズム推進事業委託仕様書

1 事業の名称

ガストロノミーツーリズム推進事業

2 事業の目的

本事業は、ガストロノミーツーリズムの視点による本市の観光資源の調査・分析を行うとともに、今後の推進方針を立案するものである。あわせて、本市のガストロノミーツーリズムを周知するため、メディア、旅行会社等を対象に、福山市ならではの特別感を感じられる場所で備後圏域の食材等を活用したイベントを実施することとする。

3 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

4 業務の内容

(1) ガストロノミーツーリズムに関する調査及び推進方針の立案

ガストロノミーツーリズムの視点による本市の観光資源の調査及び今後のガストロノミーツーリズムの推進方針を立案すること。

なお、実施にあたっては、次の点に留意すること。

ア 本市の気候風土が生んだ食事、食文化、食材を幅広くリストアップすること。

イ 推進方針については、現状・課題、ターゲット設定、コンセプト、情報発信の方策等を含めること。

ウ 市内の生産者、飲食店、料理人等との意見交換会を開催し、得られた意見を推進方針に反映すること。

エ (2)で実施するイベントの結果を踏まえた推進方針とすること。

オ 今後5年間を見据えた、ロードマップを作成すること。

カ 推進方針及びロードマップの素案を2026年（令和8年）12月28日（月）までに示すこと。

キ 市内の生産者、飲食店、料理人等との連携を必須とし、地域内にガストロノミーのノウハウが蓄積されるような協力体制を構築すること。

(2) イベント実施

本市のガストロノミーツーリズムを周知するため、メディア、旅行会社等を対象に、福山市ならではの特別感を感じられる場所で備後圏域の食材等を活用したイベントを企画し、2027年（令和9年）1月31日（日）までに実施すること。なお、実施にあたっては、次の点に留意すること。

ア 開催内容は(1)カの推進方針（素案）を踏まえた内容とし、市と協議の上、決定すること。

イ 開催場所及び提供するメニューは事前に市の承認を受けること。

- ウ 実施時期、参加者等の詳細については、企画提案をもとに市と協議の上、決定すること。
- エ 会場確保、参加者の決定、イベント運営、情報発信等のイベント実施に伴う業務は受注者が全て行うこと。
- オ 参加者へのアンケートを実施すること。
- カ イベント中の安全確保には万全の措置をとること。また、緊急事態に備えてトラブル等が発生した場合に、対処するための手順、体制の構築及び保険に加入すること。

5 成果物

下記(1)～(2)の成果物を電子データ及び紙媒体（1部）で納品すること。

- (1) ガストロノミーリズムに関する調査結果及び推進方針（ロードマップ含む）
- (2) イベント実施結果報告書

6 業務体制及びスケジュール

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 本業務にかかる責任者を配置すること。
- (3) 本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容及び各業務のスケジュールや進捗管理を行うための実施計画を作成し、契約後、10日以内に発注者の承認を得ること。
- (4) 本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、定期的にオンライン又はオフラインの打合せを開催すること。なお、打合せの記録作成等も行い、発注者に共有すること。

7 その他

- (1) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (4) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (5) その他、成果物に関する疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。
- (6) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受注者において、必要な権利処理を行うものとする。